

草津市人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における産業振興を図るため、市内の中小企業者等がその事業活動に必要な人材を安定的に確保するために必要な経費に対して、予算の範囲内において草津市人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人および一般財団法人ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、草津市内に事務所または事業所（仮設または臨時の店舗その他設置が恒常的なものでないものを除く。）を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 市税の未納がある者
- (2) 他の公的機関等が実施するこの要綱に規定する補助金と同種の補助金等を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可または届出を要する事業を営む者
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に係る活動をする者
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に係る活動をする者
- (7) その他市長が不適当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、厚生労働省が所管する許可または認定制度に基づく事業者が提供する中途採用に係る有償サービスを利用して実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 補助事業者が自らまたは共同で主催する説明会
- (2) 広く一般に公開されていない説明会
- (3) 補助事業者と資本関係がある事業者、補助事業者の代表者、役員、配偶者もしくは3親等以内の親族が役員として属する事業者または事業を営んでいない個人と契約したもの
- (4) その他市長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。（消費税および地方消費税は除く。）

- (1) 転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
- (2) 成功報酬型の人材紹介会社への手数料
- (3) 転職フェア等への出展料

2 前項第1号および第2号に規定する経費にあたっては、採用内定があった場合のみを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、補助対象者につき、同一年度内に1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市人材確保支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の詳細および金額が確認できる書類
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内）または個人事業の開業届の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付申請は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、草津市人材確保支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

る。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、草津市人材確保支援補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、草津市人材確保支援補助金変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助金の交付決定を受ける際に、市長が前条第2項に規定する条件を付した場合において、その条件に反して補助対象事業の内容を変更しようとするとき

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、草津市人材確保支援補助金変更承認決定通知書（別記様式第6号）により、申請を行った補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の補助対象事業の変更の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内または対象事業年度の2月末日のいずれか早い日までに、草津市人材確保支援補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第8号）
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 補助対象事業の実施が確認できる書類
- (4) 第4条第1項第1号および第2号に規定する経費については雇用契約がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、草津市人材確保支援補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第11条 前条の規定による草津市人材確保支援補助金交付額確定通知書を受けた補助事業

者は、草津市人材確保支援補助金交付請求書（別記様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払うものとする。

（検査報告）

第 12 条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業の状況および経費の収支等について、現地調査等により検査し、または報告を徴することができる。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件または法令等に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき

- 2 市長は、前項の補助金の交付決定を取り消したときは、草津市人材確保支援補助金取消通知書（別記様式第 11 号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助事業者が前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 12 条から第 14 条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別記

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、名称および代表者名）

草津市人材確保支援補助金交付申請書

草津市人材確保支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、草津市人材確保支援補助金の交付について次のとおり申請します。なお、この申請にあたり同要綱第 13 条第 1 項に該当する事実が判明したときは、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消された場合でも、異議を申し立てることはなく、これにより生じる損害の一切の責任を当方が負うものとします。また、当方の市税の納付状況の照会を行うことについて同意いたします。

記

1 申請内容（該当項目を○で囲んでください（複数可）。

	1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
	1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
	1－（3）転職フェア等への出展料

2 補助金交付申請額 _____ 円

補助対象経費	金額（税抜）
1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	円
1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料	円
1－（3）転職フェア等への出展料	円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 補助対象経費の詳細および金額が確認できる書類
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（発行から 3 か月以内）または個人事業の開業届の写し

様式第2号（第6条第1項第1号関係）

事業計画書

1 申請者の概要

法人名または屋号：

代表者職氏名：

連絡担当者名 連絡先：

業種・事業内容：

資本金：

常時使用する従業員数：

※代表者・役員・家族従業員・パートを除く。

2 計画の内容（実施する事業に☑をつけ、各項目を記入してください。）

☐ 転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	広告媒体の名称	
	広告媒体の運営会社名	
	求人情報・求人広告の掲載予定期間	
	広告掲載する事業所名等（法人名と異なる場合のみ記載）	
☐ 成功報酬型の人材紹介会社への手数料	人材紹介会社の名称	
	採用決定時期	
	入社時期	
☐ 転職フェア等への出展料	転職フェア等の名称	
	主催者	
	開催期間	
	開催場所	

3 採用予定者数 人

※裏面あり

4 採用したい人物の要件

--

5 事業の期間および収支の計画

補助対象経費	経費名称	期間	金額（税抜）
合計（円）			

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市人材確保支援補助金の交付について、次のとおり決定したので草津市人材確保支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	(1) 草津市補助金等交付規則および草津市人材確保支援補助金交付要綱を遵守すること。 (2) 補助対象事業の内容を変更または経費を変更しようとする場合は、草津市人材確保支援補助金変更申請書（別記様式第 5 号）を提出し、市長の承認を得なければならない。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない、または遂行が困難となった場合は、市長に遅滞なく報告しその指示を受けること。 (4) 補助対象事業の完了後、本市が別途指定する日までに草津市人材確保支援実績報告書（別記様式第 7 号）に関係書類を添えて提出すること。

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市人材確保支援補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので草津市人材確保支援補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度	
補 助 対 象 経 費		1－（１）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
		1－（２）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
		1－（３）転職フェア等への出展料
事業の目的および内容		
交 付 申 請 金 額	円	
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由		

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、名称および代表者名）

草津市人材確保支援補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった人材確保支援補助事業について、内容の変更を行いたく草津市人材確保支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

補 助 年 度	年度	
補 助 対 象 経 費		1－（１）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
		1－（２）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
		1－（３）転職フェア等への出展料
変 更 す る 内 容		
変 更 す る 理 由		
添 付 書 類		

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助対象事業の変更について、次のとおり承認したので草津市人材確保支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度	
補 助 対 象 経 費		1－（１）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
		1－（２）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
		1－（３）転職フェア等への出展料
承 認 し た 変 更 内 容		

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、名称および代表者名）

草津市人材確保支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助対象事業の実績について、草津市人材確保支援補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助対象額 _____ 円

補助対象経費	金額（税抜）
1－（１）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	
1－（２）成功報酬型の人材紹介会社への手数料	
1－（３）転職フェア等への出展料	

2 計画の内容（実施する事業に☑をつけ、各項目を記入してください。）

☐転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	広告媒体の名称	
	広告媒体の運営会社名	
	求人情報・求人広告の掲載予定期間	
	広告掲載する事業所名等（法人名と異なる場合のみ記載）	
☐成功報酬型の人材紹介会社への手数料	人材紹介会社の名称	
	採用決定時期	
	入社時期	
☐転職フェア等への出展料	転職フェア等の名称	
	主催者	
	開催期間	
	開催場所	

※裏面あり

3 関係書類

- (1) 事業報告書(別記様式第8号)
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 補助対象事業の実施が確認できる書類
- ※ 事業実施の様子が分かる写真、事業に要した資料等の写し等
- (4) 第4条第1項第1号および第2号に規定する経費については雇用契約がわかる書類

事業報告書

1 事業の期間および収支の実績

補助対象経費	経費名称	期間	金額（税抜）
合計（円）			

2 採用した人物について

採用者氏名	前職	採用に至った能力・技能について

※転職サイト、成功報酬型の人材紹介会社を経由した採用の場合のみ記入

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした人材確保支援補助事業について、次のとおり人材確保支援補助事業補助金の額を確定したので、草津市人材確保支援補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度	
補 助 対 象 経 費		1－（１）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
		1－（２）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
		1－（３）転職フェア等への出展料
補 助 金 確 定 額	円	

年 月 日

草津市長 宛

補助事業者 住所

氏名

（団体の場合は、名称および代表者名）

草津市人材確保支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知を受けた補助金について、草津市人材確保支援補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	
本支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義（カナ）	
口座名義	

3 添付書類

振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し
（金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義のわかるもの）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした補助金について、次のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消したので、草津市人材確保支援補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消後交付決定額 金 _____ 円

2 返還額 金 _____ 円

3 返還期限 _____ 年 月 日

4 取消理由